

## 介護老人福祉施設 変更届手続きについて（介護給付費をのぞく）

- ・変更日から10日以内に届け出てください。（事前協議等が必要な事項については、事前にご相談ください。）
- ・事前に電話により日時を予約した上で、持参してください。なお、「法人名称、主たる事務所の所在地、定款の変更」、「法人理事長の変更」、「法人役員の変更」、「運営規程（利用料に係るもの以外）の変更」、「協力医療機関・協力歯科医療機関の変更」、「介護支援専門員の変更」に係る届出については、次の連絡先にご郵送いただくことも可能です。

（連絡先：〒541-0055 大阪市中央区船場中央3丁目1-7-331

大阪市福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 変更届担当あて 電話 06-6241-6320、6530、6536）

- ・下表に必要書類等を記載していますが、内容によっては、別に必要となる書類が変更や追加される場合があります。
- ・写しには、必ず原本照合（法人理事長名で）が必要となります。
- ・変更日から1月以上遅延して届出する場合（正当な理由がある場合を除く。）は、遅延理由書（法人理事長名で）を提出してください。

### 届出項目及び届出に係る必要書類

| 区 分                       | 変 更 内 容  | 必 要 書 類  | 備 考   |
|---------------------------|--|--|---|
| 事業所（施設）の名称                | 施設の名称が変更となった場合                                     | (1)変更届出書(様式第3号)<br>(2)法人登記簿謄本又は理事会の議事録抄本等(写しの場合は原本照合要)<br>(3)新旧対照表<br>(4)運営規程(新) |   |
| 開設者の名称、主たる事務所の所在地、定款【郵送可】 | 運営法人の名称や主たる事務所の所在地、定款(当該指定に係る事業に関するものに限り)が変更となった場合 | (1)変更届出書(様式第3号)<br>(2)法人登記簿謄本又は理事会の議事録抄本等(写しの場合は原本照合要)                           | 運営規程の変更を伴う場合は、左記の書類に加えて、新旧対照表(該当する箇所、条文のみ)、運営規程(新)の提出が必要です。 |

- 1 -

|                           |   |   |  |
|---------------------------|---|---|--|
| 代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所【郵送可】 | 運営法人理事長が変更となったり、理事長の住所が変更となったりした場合      | (1)変更届出書(様式第3号)<br>(2)法人登記簿謄本又は理事会の議事録抄本等(写しの場合は原本照合要)<br>(3)役員の名簿<br>(4)介護保険法第86条第2項各号に該当しないことを誓約する書面(誓約書)   | 住所のみの変更の場合は、左記(2)、(3)、(4)に替えて、新住所が確認できる書類(住民票の写し等)の提出が必要です。<br>※居宅サービス事業を運営している場合は、居宅サービスにかかる変更届も必要です。 |
| 事業所（施設）の建物の構造、設備、専用区画等    | 部屋の用途を変更した場合                            | (1)変更届出書(様式第3号)<br>(2)変更理由書(様式任意)<br>(3)平面図(全ての階、変更前・変更後)<br>(4)室別面積表(全ての階、変更前・変更後)<br>(5)当該変更に伴い別に許可や届出が必要なものは、その許可書や届出書の写し(診療所や居宅サービス事業所など)   | 老人福祉法上の特別養護老人ホームとして、あらかじめ事業変更届出が必要となりますので、事前に連絡してください。   |
| 事業所（施設）の管理者の氏名及び住所        | 管理者が変更となったり、管理者の住所が変更となったりした場合          | (1)変更届出書(様式第3号)<br>(2)新管理者の任命を行った理事会の議事録の写し(原本照合要)<br>(3)経歴書(同一敷地内に併設する事業所の管理者を兼務する場合は備考欄にその事業所名を記載)<br>(4)特別養護老人ホームの施設長資格にかかる証明書類(施設長資格講習修了証、社会福祉主事任用資格取得を証する書類等)の写し(原本照合要)<br>(5)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(新旧管理者分のみ)<br>(6)組織体制図(他の業務と兼務する場合のみ)<br>(7)介護保険法第86条第2項各号に該当しないことを誓約する書面(誓約書) | 管理者の住所が変更となった場合については、左記(2)から(7)は不要とし、新住所が確認できる書類(住民票の写し等)の提出が必要です。                                     |
| 運営規程(利用料)                 | 施設が徴収する利用料の金額を変更したり、新たに徴収する事項を追加したりする場合 | (1)変更届出書(様式第3号)<br>(2)新旧対照表(該当する条文のみ)<br>(3)運営規程(新)<br>※増額のときは積算根拠を求める場合があります。  | 利用料の変更については、利用者及びその家族に対して、運営規程に定めた事前の時期までに説明を行っていることが前提となります。  |
| 運営規程(規定内容)【郵送可】           | 基準省令の改正等で、規定している内容を変更したい場合              | (1)変更届出書(様式第3号)<br>(2)新旧対照表(該当する条文のみ)<br>(3)運営規程(新)   |  |

- 2 -

|                             |                              |   |   |
|-----------------------------|------------------------------|---|---|
| 協力医療機関・協力歯科医療機関<br>【郵送可】    | 協力医療機関又は歯科協力医療機関を変更、又は増減する場合 | (1)変更届出書(様式第3号)<br>(2)医療機関との契約書の写し(原本照合要)<br>(3)当該医療機関の概要(開設者名、病院名、所在地、診療科名等が分かるもので、パンフレットでも可)  | 減少のみの場合は、(1)変更届出書(様式第3号)のみ提出してください。   |
| 役員の氏名、生年月日及び住所<br>【郵送可】     | 開設法人に係る役員が変更となった場合           | (1)変更届出書(様式第3号)<br>(2)経歴書<br>(3)役員の名簿<br>(4)介護保険法第86条第2項各号に該当しないことを誓約する書面(誓約書)  | 減少のみの場合は、(1)変更届出書(様式第3号)、(3)役員の名簿のみ提出してください。<br>※居宅サービス事業を運営している場合は、居宅サービスにかかる変更届も必要です。   |
| 介護支援専門員の氏名及びその登録番号<br>【郵送可】 | 施設の介護支援専門員が変更、追加又は減少した場合     | (1)変更届出書(様式第3号)<br>(2)経歴書<br>(3)介護支援専門員証の写し(原本照合要)<br>(4)雇用契約書の写し又は辞令の写し(当該施設で介護支援専門員として勤務することが分かるものに限る)(原本照合要)<br>(5)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(介護支援専門員のみ) | (5)で新たに介護支援専門員が配置された場合は、その配置された月分を、変更となる場合は、変更した月分と併せてその前月分も提出してください。<br><br>減少のみの場合は、(1)変更届出書(様式第3号)及び減少した月分の(5)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(介護支援専門員のみ)のみ提出してください。 |